# 身延町男女共同参画基本計画

# 第2次みのぶヒューマンプラン

2019 年度~2028 年度











# はじめに

近年の全国的な人口減少と少子高齢化の 進行は、労働人口の減少、家族形態や個人の 価値観の多様化など、私たちの生活を取り巻 く情勢は大きく変化しています。これらの変 化に適切に対応し、持続可能な社会をつくる



ためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、すべての人が 個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を形成していくことが必要です。

このたび、「第1次みのぶヒューマンプラン」の取り組みを継承しつつ、男女 共同参画社会の実現に向けた本町の課題を整理し、国や県の動向を踏まえて、 「第2次みのぶヒューマンプラン」を策定しました。

男女共同参画社会の実現は、行政の取り組みだけでなく、町民も事業者の皆様も協働して取り組んでいくことが重要ですので、これまでにも増して、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート等により貴重なご意見やご提案をいただきました町民の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました身延町男女 共同参画推進委員会の皆様、そして関係各位に心から感謝申し上げます。

2019年3月

# 身延町長 望月 幹也

# 目 次

第1章 計画の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	1
1 計画策定の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2
2 計画の基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2
3 計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3
4 計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3
5 男女共同参画に関する町民意識 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		4
6 計画の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1 1
第2章 計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	1 3
第3章 計画の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	1 7
基本目標 1 男女共同参画の法リテラシーと意識づくり ・・・・・・・・・	• •	1 8
重点目標(1)男女平等の法リテラシーの推進 ・・・・・・・・・・		1 8
重点目標(2)男女平等教育と学習の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1 9
基本目標2 あらゆる暴力のない社会づくり【DV防止基本計画】 ・・・・	• •	2 1
重点目標(3)あらゆる暴力の防止と被害者への支援 ・・・・・・・		2 1
基本目標3 生涯にわたる心身の健康づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	2 4
重点目標(4)男女の心とからだの健康支援 ・・・・・・・・・・・		2 4
基本目標4 いきいきと働くための環境づくり【女性活躍推進計画】 ・・・	• •	2 6
重点目標(5)職場における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2 6
重点目標(6)働く男女の制度的支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2 7
重点目標(7)政策・方針決定過程への男女の参画 ・・・・・・・・		2 9
基本目標 5 男女共同参画によるまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	3 1
重点目標(8)男女共同参画による地域づくり ・・・・・・・・・・		3 1
重点目標(9)安心して暮らせる環境の整備 ・・・・・・・・・・		3 2

重点目標(10)国際的な取り組みとの協調 ・・・・・・・・・・・	• •	3 4
基本目標 6 男女共同参画を進める体制づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	3 5
重点目標(11)推進体制の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3 5
評価・参考指標一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	3 7
資 料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	3 9
日本国憲法(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	4 0
男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	4 3
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(抄)		
(男女雇用機会均等法) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	4 7
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)・・	•	5 3
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)・・・・	•	6 4
身延町男女共同参画推進条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	7 3
用語の解説(本文中※印のある用語の解説) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		7 7

# 第2次みのぶヒューマンプランの「取り組み」

この計画(プラン)では、6つの基本目標を掲げ、その目標を達成するためにそれぞれの重点目標と施策の方向を設定しました。

第3章 計画の内容 の中で、施策の方向を簡潔に説明しています。

施策の方向の中には、項目ごとに、町民の取り組み、行政の取り組み

男女共同参画推進委員会の取り組み を設け、施策の方向に関連した具体的な行動を例示しています。

このことにより、男女共同参画の知識を充分に持たない人でも 町民の取り組み に記載されている行動をとることで男女共同参画を実践していることになり、実践 行動を通じて男女共同参画を知ることができます。



# 1 計画策定の目的

身延町では、平成18年に「みのぶヒューマンプラン<sup>\*\*</sup>」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。

しかし、さまざまな分野で性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく 社会慣行は依然として強く残っています。これらの課題の改善を図りながら、 男女共同参画社会\*\*の実現をめざし、男女共同参画が一層前進するよう「第2次 みのぶヒューマンプラン\*\*」を策定しました。

男女共同参画社会\*\*について、平成11年に制定された男女共同参画社会基本法\*\*では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

男女共同参画の推進により、身延町で暮らし、活動する誰もが、あらゆる場面で男女の別なくその人らしく生きることができるようになり、「女性にとって暮らしやすい社会」すなわち「男性にとっても暮らしやすい社会」が誕生します。

# 2 計画の基本理念

次の項目を基本理念とし、町民及び事業者の皆さんと連携し男女共同参画を 推進します。(身延町男女共同参画推進条例\*第3条)

### (1)男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的、間接的に性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮できる機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

### (2)社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、 男女の社会におけるあらゆる分野の活動の選択に対して中立でない影響を 及ぼすことがないよう配慮すること。

## (3)政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、町における施策及び民間の団体における方針の立案及び決定に対して共同して参画する機会が確保されること。

#### (4)家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における家族の一員としての役割を果たし、かつ、家庭以外のあらゆる分野において活動を行うことができるよう配慮されること。

#### (5)国際的協調

男女共同参画の推進が、国際社会における取り組みと協調して行われること。

# 3 計画の位置づけ

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法\*第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として位置づけるものであり、本町における男女共同参画社会\*の実現に向けた総合的な施策の指針とするものです。
- (2) この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「第4次山 梨県男女共同参画計画」を勘案して策定しました。
- (3) この計画における基本目標 2 「あらゆる暴力のない社会づくり」を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 第 3 項に基づく「身延町 D V \* 防止基本計画」として位置づけます。
- (4) この計画における基本目標4「いきいきと働くための環境づくり」を、 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく 「身延町女性活躍推進計画」として位置づけます。
- (5) この計画は、「第二次身延町総合計画\*」を上位計画とし、それぞれの分野別に策定された諸計画と整合性を図るものとします。

# 4 計画の期間

この計画は、2019年度から2028年度までの10年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行います。

# 5 男女共同参画に関する町民意識

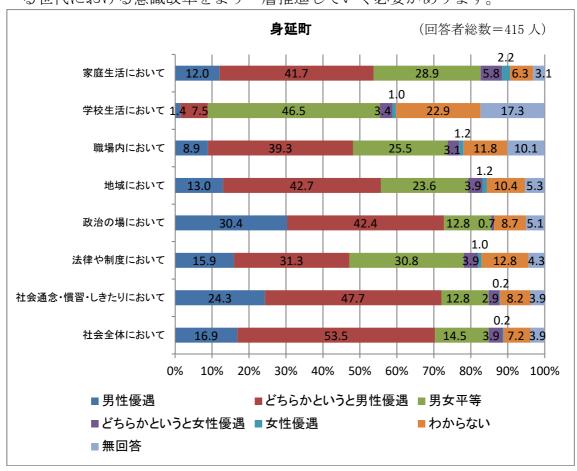
計画の策定にあたり、町内に居住する18歳以上の男女1,000人を対象に、「身延町男女共同参画に関する町民意識・実態調査」を実施し、本計画を 策定する際の資料としました。

※アンケート結果のうち、ここでは、「各分野の男女の地位の平等感」、「夫が外で働き、妻が家を守るという考え方」、「一般的に女性が職業をもつことに対する意識」、「地域活動をしているか」、「言葉の認知度」、「町の活動や施策の認知度」、「男女共同参画社会\*の実現のために、町が力を入れていくべきこと」についての結果を掲載します。

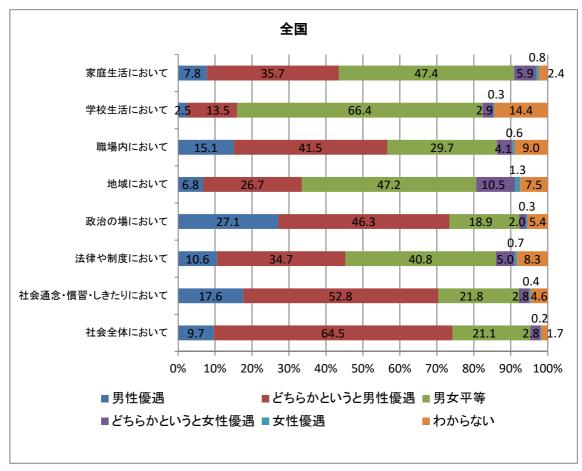
#### ■各分野の男女の地位の平等感について

男女の地位の平等感で「男女平等」と回答した人が最も多いのは、学校生活においてとなっており、他の分野では『男性優遇』(「男性優遇」+「どちらかというと男性優遇」)が最も多くなっています。また、全国と比べると、各分野において「男女平等」と回答した人の割合は、何れも低い値です。

性別による固定的役割分担意識の解消や、男女平等意識を高める等、あらゆる世代における意識改革をより一層推進していく必要があります。



資料:「身延町男女共同参画に関する町民意識・実態調査 結果報告書」(平成30年度)

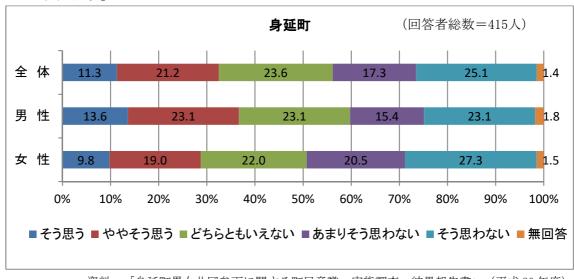


資料: 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成28年度)

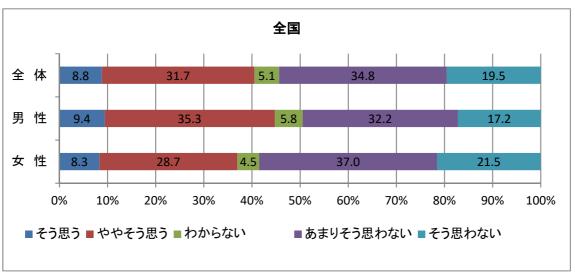
#### ■「夫が外で働き、妻が家を守る」という考え方について

「夫が外で働き、妻が家を守る」というような固定的な性別役割分担意識は、男女共同参画を推進することにより改善されなければなりません。

男女とも『そう思わない』(「そう思わない」+「あまりそう思わない」)と回答した人の割合が、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)を上回っていますが、全国と比べると『そう思わない』人の割合が低い値です。 性別役割分担意識の固定化を解消するよう、引き続き啓発活動に努める必要があります。



資料:「身延町男女共同参画に関する町民意識・実態調査 結果報告書」(平成30年度)

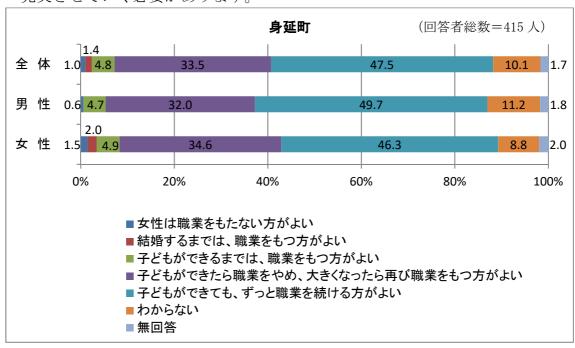


資料: 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成28年度)

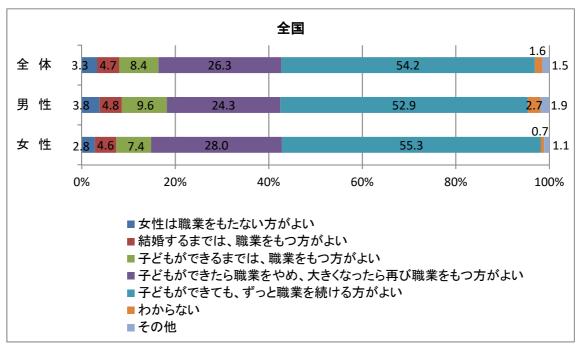
#### ■一般的に女性が職業をもつことに対する意識について

女性が職業をもつことに対しては、男女とも「子どもができても、ずっと職業を続ける方がよい」と回答した人が最も多く、男性の方が高い割合になっています。また、全国的にも女性が職業をもつ方が良いという回答が多く、女性が職業をもつことを肯定的にとらえる考え方は一般的になっています。

女性が安心して出産し、継続して働き続けることができるよう、支援体制を 充実させていく必要があります。



資料:「身延町男女共同参画に関する町民意識・実態調査 結果報告書」(平成30年度)

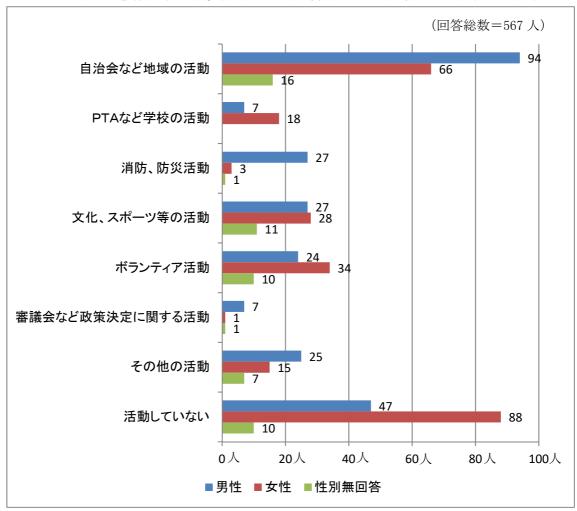


資料: 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成28年度)

#### ■現在、地域活動をしているか

男女とも「自治会など地域の活動」をしている人が多く、男女共同参画社会 \*\*の実現につながることが期待されますが、一方で、過疎化・高齢化の進行等 により、地域の活動における役割を男女が共に担わなければ立ち行かない状況 にもなってきています。「活動していない」と回答した女性も多いことから、 持続可能な地域社会を築くために、一人ひとりが積極的に地域活動に参画する よう、身近なところから男女共同参画の意識を広げる取り組みを進めていく必 要があります。

※この項目は複数回答です。(男性=169人、女性=205人、性別無回答=41人)

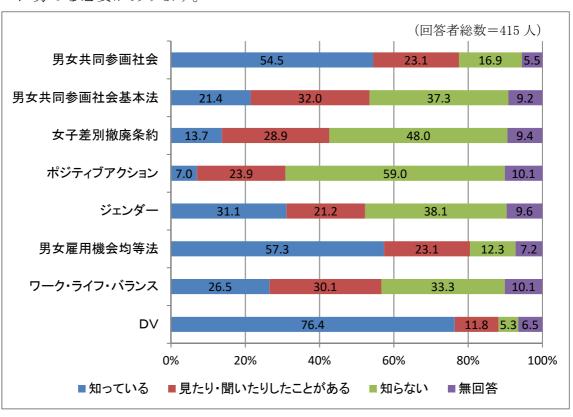


資料:「身延町男女共同参画に関する町民意識・実態調査 結果報告書」(平成30年度)

#### ■言葉の認知度について

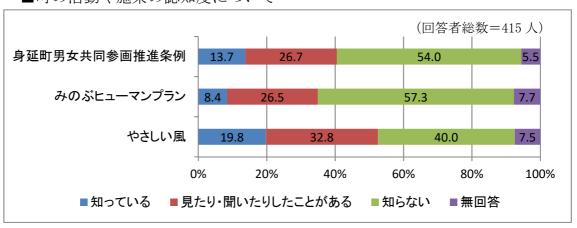
「DV\*」「男女雇用機会均等法\*」「男女共同参画社会\*」などは、「知っている」と回答した人が多く、「知らない」と回答した人を大きく上回っていますが、その他の言葉は、何れも「知らない」と回答した人が最も多い結果となっています。

また、町の活動や施策についても「知らない」と回答した人が多いことから、 啓発活動がまだまだ足りないことがわかります。男女共同参画社会\*の理念や、 それぞれの言葉とその取り組みが町民に広く浸透するよう、より一層啓発活動 に努める必要があります。



資料:「身延町男女共同参画に関する町民意識・実態調査 結果報告書」(平成30年度)

#### ■町の活動や施策の認知度について



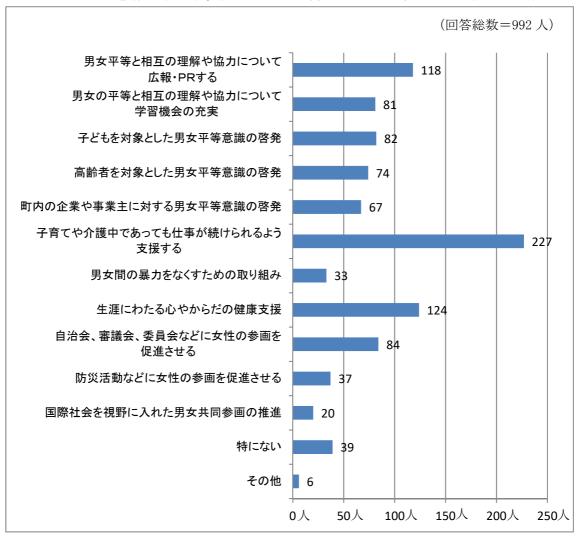
資料:「身延町男女共同参画に関する町民意識・実態調査 結果報告書」(平成30年度)

# ■男女共同参画社会\*の実現のために、町が力を入れていくべきことについて 男女共同参画社会基本法\*では、国、地方公共団体、国民の責務を明らかに

し、男女共同参画社会\*\*の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めています。

国や県の取り組みと歩調を合わせながら、すべての施策を一体的に推進していく必要がありますが、特に回答が多かった「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」、「生涯にわたる心やからだの健康支援」、「男女平等と相互の理解や協力について広報・PRする」などの施策については、優先的・重点的に推進していく取り組みとします。

※この項目は複数回答です。(男性=169人、女性=205人、性別無回答=41人)



資料:「身延町男女共同参画に関する町民意識・実態調査 結果報告書」(平成30年度)

# 6 計画の基本目標

「第2次みのぶヒューマンプラン<sup>\*</sup>」では、これまでの取り組みを維持しつつ、 国や県の動向も踏まえて前計画の体系を見直し、「6つの基本目標」を定めま した。

#### 基本目標1 男女共同参画の法リテラシー\*と意識づくり ☞18ページ

男女共同参画に関する広報・啓発活動を推進し、一人ひとりが家庭・地域・職場など社会のあらゆる分野において、性別に基づく慣習やしきたりなどの理由で差別されることがない平等なまちをめざします。

# 基本目標2 あらゆる暴力のない社会づくり 1 1 2 1 ページ 【DV\*防止基本計画】

いかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識を持ち、配偶者や交際相手等からの暴力、職場における各種ハラスメントなどの根絶に向けた取り組みを推進し、あらゆる暴力のないまちをめざします。

#### 基本目標3 生涯にわたる心身の健康づくり ☞24ページ

男女のライフステージ\*\*に応じた健康支援を行うとともに、性に関する理解と啓発に努め、一人ひとりが性を持つ人間として、心身ともにいきいきと生活できるまちをめざします。

# 基本目標4 いきいきと働くための環境づくり 写26ページ 【女性活躍推進計画】

すべての人が働きやすい労働環境づくりの啓発と、子育てや介護等を担う男女が安心して働き続けるための支援を行うとともに、政策・方針決定過程の場において男女がともに活躍するまちをめざします。

#### 基本目標5 男女共同参画によるまちづくり 13-31 ページ

男女共同参画における国際的な規範・基準を視野に、すべての人が安心して 暮らせる環境の整備を推進します。また、一人ひとりが性別や世代を超えて、 地域活動や地域防災などに参画するまちをめざします。

#### 基本目標6 男女共同参画を進める体制づくり 🖙 35 ページ

さまざまな行政施策に男女共同参画の視点を導入できるよう庁内の推進体制を強化するとともに、町民・事業者と協力しながら、男女共同参画社会\*の実現をめざします。



#### 基本目標

## 重点目標

### 施策の方向

1 男女共同参画 の法リテラシ ー\*と意識づ くり (1)

男女平等の法リテラシー\*の推進

☞18ページ

① 人権に関する法制度の知識の普及

- ② 社会的性別に基づく慣習の見直し
- ③ 男女共同参画に関する啓発活動の推進

(2)

男女平等教育と学 習の推進

☞19ページ

- ④ 互いの人格を尊重した家庭づくりの推進
- ⑤ 学校・生涯学習等における男女平等教育の推進

2 あらゆる暴力 のない社会づ くり

> D V <sup>※</sup>防止 基本計画

(3)

あらゆる暴力の防 止と被害者への支 援

☞21 ページ

⑥ 暴力の防止と根絶の推進

- ⑦ ハラスメントの防止と根絶の推進
- ⑧ 相談体制の整備と被害者支援の充実
- ⑨ 関係機関との連携の強化

3 生涯にわたる 心身の健康づ くり (4)

男女の心とからだ の健康支援

☞24ページ

- ⑩ 性を理解・尊重するための啓発
- ⑪ 健康に関する知識の普及と相談支援
- ⑫ 生涯にわたる性差に応じた健康支援

4 いきいきと働 くための環境 づくり

> 女性活躍 推進計画

(5)

職場における男女 共同参画の推進

☞26ページ

③ 男女均等な雇用機会及び待遇の確保

⑭ 女性の職域拡大、育成及び登用の推進

(6)

働く男女の制度的 支援の充実

☞27ページ

- 15 仕事と子育て・介護の両立支援
- 16 ワーク・ライフ・バランス\*の推進
- ① 就業等に関する相談体制の充実

(7)

政策・方針決定過程 への男女の参画

☞29ページ

- ⑧ 町政・審議会等への女性登用の推進
- 19 人材育成の推進

# 基本目標

# 重点目標

# 施策の方向

5 男女共同参画 によるまちづ くり (8)

男女共同参画によ る地域づくり

☞31 ページ

- ② 地域の慣習の見直しと意識の改革
- ② あらゆる産業における男女共同参画の推進
- ② 防災分野における男女共同参画の推進

(9)

安心して暮らせる 環境の整備

☞32ページ

- ② 多様な子育て支援の充実
- ② 家族介護と支援制度の充実
- ② 生活上の困難を抱えた人々への支援

(10)

国際的な取り組みと の協調 ☞34ページ 26 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

6 男女共同参画 を進める体制 づくり (11)

推進体制の充実

☞35ページ

- ② 身延町男女共同参画推進委員会の運営
- 28 第2次みのぶヒューマンプラン※の推進と進行の管理
- ② 庁内推進体制の強化



## 基本目標1 男女共同参画の法リテラシー\*と意識づくり

#### 重点目標(1)男女平等の法リテラシー\*の推進

#### ① 人権に関する法制度の知識の普及

男女の人権尊重は「男女共同参画社会基本法\*」の基本理念の一つです。

人権とは人間が人間として生きるうえで必要な権利のことで、性別に関わりなく人間らしく生きようとする人を守っています。人権は日本国憲法(国家の最高法規)によって保障され、法律によって具体的に実現されています。

男女共同参画社会\*\*を実現するためには、「日本国憲法」・「男女共同参画社会基本法\*」・「男女雇用機会均等法\*」等により保障されているさまざまな権利や仕組みについて、私たちみんなが正確な知識を持つことが大切です。

#### 町民の取り組み

憲法や法律を身近なものとして考える機会をつくりましょう。

行政の取り組み	担当課
講演会・学習会等を開催し、人権が尊重される社会を目指し、	企画政策課
憲法や法律等の理解の促進と活用能力の向上に努めます。	
男女共同参画に関する図書等の充実及び関連資料の収集に努	生涯学習課
め、町民に貸し出します。	

#### 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、人権に基づく法知識を習得するための講演会・学習会の企画及び 実施を通じ、知識を身につけ、普及啓発活動を行います。

#### ② 社会的性別に基づく慣習の見直し

「女はこうあるべき、男はこうあるべき」など、性別で役割や行動を固定したり制限したりする考え方は、人間が社会的・文化的に創り出してきた性差で、社会的性別(ジェンダー\*\*)といいます。これは成長の過程や社会生活の中で身につけてきたものであり、さまざまな男女差別の原因になります。誰もが個性と能力を活かして「自分らしく」生きるためには、一人ひとりが意識を変えてジェンダー\*にとらわれない視点で社会全体を見直すことが必要です。

#### 町民の取り組み

性別によって役割分担を決め付けていませんか。生活の中にあるジェンダー\*を 見つけてみましょう。

「女(男)だから」「男(女)のくせに」などという言い方を改めましょう。

行政の取り組み	担当課
講演会・学習会等を開催し、ジェンダー*にとらわれない考え	企画政策課
方の推進を図ります。	
町で発行する広報等について、ジェンダー・バイアス**をなく	企画政策課
し、固定的な性別分担を印象づけるような表現内容にならない	
ように努めます。	

#### 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、ジェンダー\*\*に基づく慣習を見つけ出し、ジェンダー\*\*にとらわれない考え方の普及啓発を行います。

#### ② 男女共同参画に関する啓発活動の推進

男女共同参画社会\*\*の実現のためには、一人ひとりが性別に関わりなく、互いの個性や意志を尊重する意識づくりが重要です。男女共同参画について、町民に正しく理解され、実行されるよう、広報・啓発活動を推進します。

#### 町民の取り組み

男女共同参画に関する学習会・講演会に積極的に参加しましょう。

行政の取り組み	担当課
広報誌や町のイベント等を通じて、男女共同参画に関する啓発	企画政策課
に努めます。	

#### 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、町やぴゅあ峡南の主催するイベント等に参加するなど、男女共同 参画の学習を通して、学校・地域・職場など、町民への普及啓発活動を行いま す。

#### 重点目標(2)男女平等教育と学習の推進

#### ④ 互いの人格を尊重した家庭づくりの推進

お互いを尊重し、家族全員が協力し合って家庭生活を進めていくことが大切です。男女がそれぞれ生活面においても人格的においても自立できる体制をつくり、相互の理解を得られるような啓発に努めます。

#### 町民の取り組み

家庭内ではお互いの人格を尊重し合いながら生活し、性別に関わりなく協力し合いましょう。

家庭内でもできるかぎり自立した個人として認め合い理解し合うために、時間 をかけて話し合いましょう。

男女が性別に関わりなく家事・育児・介護を担う能力を身につけ、同様にして 子どもたちにもお手伝いを習慣づけましょう。

行政の取り組み	担当課
広報誌や町のイベント等を通じて、男女差別のない家庭づくり	企画政策課
の推進に努めます。	
家族が協力して家事・育児・介護ができるよう、各種講座を開	企画政策課
催します。	子育て支援課
	福祉保健課

#### 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、家庭用ジェンダー\*\*チェックシートなどを作成し、家事・育児・介護等における男女差別のない家庭づくりの推進に取り組みます。

#### ⑤ 学校・生涯学習等における男女平等教育の推進

一人ひとりが自立と思いやりの意識を育み、個人の尊重と男女平等を推進する学校教育を実施します。また、生涯にわたり男女平等意識を高めながら充実 した生活を送れるよう、多様な学習機会の提供に努めます。

#### 町民の取り組み

男女平等に関する各種講座やボランティア活動に積極的に参加しましょう。

行政の取り組み	担当課
子どもの頃から男女共同参画の視点に立った教育を推進しま	学校教育課
す。	
あらゆる世代の男女が生涯にわたって学び続けられるよう、男	生涯学習課
女平等に関する学習機会の充実を図ります。	

#### 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、あらゆる世代の男女が生涯にわたり男女平等教育に関して学び続けられる活動を企画及び実施します。

# 基本目標2 あらゆる暴力のない社会づくり

### 【DV\*防止基本計画】

#### 重点目標(3)あらゆる暴力の防止と被害者への支援

#### ⑥ 暴力の防止と根絶の推進

 $DV^*$ ・デート $DV^*$ など配偶者や交際相手等からの暴力、児童虐待、ストーカー行為などは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。その認識を広く町民に浸透し、あらゆる暴力を許さない社会の実現をめざします。

#### 町民の取り組み

いのちの大切さについて話し合い、暴力を許さない意識を高めましょう。

なぜ $DV^*$ ・デート $DV^*$ が起こるのか、男女差別と関連させながら、話し合いましょう。

行政の取り組み	担当課
あらゆる暴力の防止と根絶に関する普及啓発活動に努めます。	企画政策課
	福祉保健課
DV*・デートDV*が起こる原因について男女差別と関連させ	企画政策課
て考える学習機会を提供します。	福祉保健課
新成人にデートDV*などに関するパンフレットを配布し、人	企画政策課
権尊重意識の啓発に努めます。	福祉保健課

#### 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、男女共同参画の視点から、あらゆる暴力の防止と根絶に関して学習し、その普及啓発に努めます。

#### ⑦ ハラスメントの防止と根絶の推進

セクシュアル・ハラスメント\*、パワー・ハラスメント\*、マタニティ・ハラスメント\*などのハラスメント行為は人権侵害であり、被害者の心身やその後の人生に深刻な被害を与えるものです。あらゆるハラスメントの防止を図る啓発の推進に努めます。

#### 町民の取り組み

ハラスメントは、重大な人権侵害であること理解しましょう。

行政の取り組み	担当課
ハラスメント防止に関する普及啓発活動に努めます。	企画政策課
セクシュアル・ハラスメント*、パワー・ハラスメント*、マタ	企画政策課
ニティ・ハラスメント*が起こる原因について男女差別と関連	
させて考える学習機会を提供します。	
町職員に対し、ハラスメントの防止に関する研修等を実施する	総務課
ことで、職場におけるハラスメントの防止に率先して取り組	
み、ロールモデル**としての役割を担います。	

#### 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、男女共同参画の視点からハラスメントの防止に関して理解を深め、 その普及啓発に努めます。

事業所にハラスメントの防止に関するチラシを配布するなど、推進活動に努めます。

#### ⑧ 相談体制の整備と被害者支援の充実

あらゆる暴力やハラスメントの防止に向けた取り組みとともに、相談・支援を行います。関係機関や民間団体との連携を図り、被害者の相談・支援体制の充実に努めます。

#### 町民の取り組み

被害を受けた時や被害者に気づいた時は、関係機関へ相談しましょう。

行政の取り組み	担当課
DV*被害者の相談に対し、関係機関と連携して迅速かつ慎重	福祉保健課
に対応するとともに、適切な情報管理を行います。	町民課
被害者へ適切な対応を行うために、関係職員の資質向上に努め	福祉保健課
ます。	

#### 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、相談窓口などの情報提供に努めます。

犯罪行為を受けた時の対処方法について学習し、普及啓発活動を行います。

### 9 関係機関との連携の強化

被害者に対する相談・支援体制の充実を図るためには、関係機関や民間団体との連携が必要です。協力体制を構築し、被害者のニーズに応じた適切な支援が提供できるよう、関係機関との連携を深めます。

行政の取り組み	担当課
山梨県が開催するDV*に関係する会議等に参加します。	企画政策課
	福祉保健課

#### 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、関係機関や民間団体の学習会等に積極的に参加し、委員会活動に活かします。

## 基本目標3 生涯にわたる心身の健康づくり

#### 重点目標(4)男女の心とからだの健康支援

#### ① 性を理解・尊重するための啓発

男女が性に対する特徴を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生活することは、男女共同参画社会\*\*の形成にあたっての基本と言えます。結婚するかしないか、出産するかしないかを選択するなど、多様なライフスタイルがあります。一人ひとりの生き方や選択を尊重し、支えあう社会の実現を目指し、性に関する理解と啓発に努めます。

#### 町民の取り組み

男女の身体的・生理的な特徴や心身の状態を理解し合い、性に対する正しい知識を持ちましょう。

性に関することは家族間で話しにくいものです。思春期の子どもの行動や、更 年期、高齢期の性の悩み事など夫婦や家族で話しやすい環境をつくりましょう。

行政の取り組み	担当課
広報誌や町のイベント等を通じて、性に関する理解と啓発に努	企画政策課
めます。	
男女の性が一生涯にわたって心身に及ぼす仕組みや影響を考	企画政策課
える学習機会を提供します。	
性に関する心の健康問題や健康づくりに関する情報の提供に	福祉保健課
努めます。	

#### 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、男女の性が一生涯にわたって心身に及ぼす仕組みや影響に関して 学習し、啓発啓蒙活動を行います。

#### ⑪ 健康に関する知識の普及と相談支援

いきいきとした生活を送るためには健康であることが大切です。男女共同参 画の視点から健康を考える場合、性を持つ人間として心身ともに健康であるこ とをめざします。男女ともに子どもからお年寄りまで生涯を通じた健康づくり に努めます。

#### 町民の取り組み

自分の身体のことに気を配り、心身ともに健康であるよう心がけましょう。

行政の取り組み	担当課
心身両面の健康に関する情報の収集・提供に努め、健康教室、	福祉保健課
健康相談等を通じて、性を持つ人間としての健康に関する知識	
の普及、支援に努めます。	

#### 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、性を持つ人間としての健康に関して学習し、その知識の普及啓発 活動を行います。

#### (12) 生涯にわたる性差に応じた健康支援

男女ともに、生涯のライフステージ\*に応じた心身の健康維持と健康づくりが 図れるよう、性差に応じた健康への取り組みを支援します。特に、性ホルモン が急激に変化する2つの時期、思春期の少年少女および更年期の男女の健康に 留意します。また、高齢者ができる限り寝たきりにならず、人間として自立し た生活を送ることができるよう介護予防の取り組みを推進します。

#### 町民の取り組み

思春期および更年期の心身の健康に留意しましょう。

行政の取り組み	担当課
思春期の少年少女および更年期の男女に対して心身の健康の	福祉保健課
ケアおよび社会生活上のケアに努めます。	
性を持つ人間としてライフサイクルに応じた各種健康診査を	福祉保健課
実施し、疾病の予防や早期発見に努めます。	
地域ごとに参加できる介護予防のための機能訓練等を実施す	福祉保健課
るともに、高齢者が人間として自立した健康的な生活をおくれ	交通防災課
るように交通手段の確保等を含めた支援を行います。	
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*」に関する啓発に努め	企画政策課
ます。	

#### 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、若者も高齢者も、性を持つ人間として生涯にわたる心身の健康づくりを学習し、推進活動を行います。

# 基本目標4 いきいきと働くための環境づくり

#### 【女性活躍推進計画】

#### 重点目標(5)職場における男女共同参画の推進

#### ③ 男女均等な雇用機会及び待遇の確保

男女が対等な立場で働くには、就労に関するあらゆる条件が男女均等の視点から整備される必要があります。男女均等な労働環境づくりのための啓発に努めます。

#### 町民の取り組み

経営者、従業員双方が人権及び労働をめぐる法制について学びましょう。

女性にとって働きやすい職場が男性にとっても働きやすい職場になるような職 場環境について話し合いましょう。

行政の取り組み	担当課
労働をめぐる男女の人権および各種法律の知識を提供するた	企画政策課
めの講演会・学習会を開催します。	観光課
労働をめぐる男女平等の経済効果について、事業者や町民に向	企画政策課
けた情報の提供に努めます。	観光課
女性が結婚・出産の時期も働き続けることの意義を啓発しま	企画政策課
す。	観光課

#### 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、積極的に労働法制等を学び、女性にとって働きやすい職場が男性 にとっても働きやすい職場になるような職場づくりを考案し、その推進に努め ます。

#### (4) 女性の職域拡大、育成及び登用の推進

職場において、男女が同じように働く場面は多くなっているものの、依然として給与や昇進などにおける男女の不平等感が存在しています。性別にとらわれず能力の向上と人材育成を図り、意欲と能力のある女性の積極的登用と職域拡大を働きかけ、女性の能力を活用していくことが必要です。

#### 町民の取り組み

性別にとらわれず、職域を広げてみましょう。

行政の取り組み	担当課
事業者に対し、男女平等の経済効果を説明し、ポジティブ・ア	企画政策課
クション*の周知及び普及を図ります。	
女性活躍推進法*によって義務付けられた「身延町特定事業主	総務課
行動計画*」に基づき、女性職員の職域拡大等を推進し、町に	
おける推進状況を公表します。	

#### 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、男女平等の経済効果を学習し、そのためのポジティブ・アクション\*を推進するように努めます。

#### 重点目標(6)働く男女の制度的支援の充実

#### 15 仕事と子育て・介護の両立支援

女性が結婚・出産の時期も働き続けられることは、女性個人にとっても少子 化に悩む社会にとっても大切です。女性が働き続けながら安心して出産し、ま た子育てや介護を担う男女が安心して働き続けられるよう、支援体制の充実に 努めます。

#### 町民の取り組み

子育て支援や介護休業制度について積極的に学習しましょう。

育児・介護保険サービスを利用して暮らすことの効果を、家族みんなで話し合いましょう。

行政の取り組み	担当課
男性の育児参加を促進するとともに、女性の就労継続も促進す	企画政策課
る啓発活動を実施します。	子育て支援課
仕事と子育て・介護の両立について、ニーズに合った情報提供	子育て支援課
に努めます。	福祉保健課

#### 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、パンフレット等の作成を行いながら啓発活動を推進するとともに、 子育てや介護等の行政サービスの情報提供に努めます。

#### (16) ワーク・ライフ・バランス\*の推進

価値観やライフスタイルが多様化する現代において、男女の働き方や家庭生活への関わり方は大きく変わってきています。家庭、地域、職場それぞれの場面で生活のバランスを保ち、だれもがいきいきと暮らせるようワーク・ライフ・バランス\*を推進します。

#### 町民の取り組み

育児・介護休暇をとりやすい環境をつくりましょう。

健康で豊かな生活に向け、長時間労働抑制の実現を目指すとともに、年次有給 休暇をできるだけ取得しましょう。

行政の取り組み	担当課
男女の均等待遇とワーク・ライフ・バランス*との両取り組み	企画政策課
の並立が企業業績の向上に役立つことについて、事業者への啓	
発に努めます。	
育児・介護休暇制度の周知及び活用の促進に努めます。	子育て支援課
	福祉保健課

#### 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、企業経営において男女の均等待遇およびワーク・ライフ・バランス\*の両方の取り組みが重要であることを学習し、両取り組みの推進を行います。

#### ① 就業等に関する相談体制の充実

多様な労働相談に対応する相談窓口の周知や、関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

#### 町民の取り組み

再就職等、求人情報を積極的に活用しましょう。

行政の取り組み	担当課
就職(再就職)や転職を希望する人のために、求人情報の提供	観光課
や相談窓口の周知を行います。	

#### 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、相談窓口などの情報提供に努めます。

#### (18) 町政・審議会等への女性登用の推進

町が設置する審議会などの委員に女性の登用を積極的に行い、政策・方針決 定過程への女性の参画を拡大します。また、町職員の女性管理職の割合に数値 目標を設定するポジティブ・アクション\*\*の取り組みを進めます。

#### 町民の取り組み

町が公募する委員に女性も積極的に応募し、町の施策・方針決定等の場へ参画 しましょう。

自治会・PTA・育成会等の役職に、女性も積極的に参画しましょう。

行政の取り組み	担当課
審議会等の委員に女性を積極的に登用します。	関係各課
議会に関する情報提供の充実を図り、政治に対する関心や意欲	議会事務局
を高めます。	
町が率先して「身延町特定事業主行動計画*」に基づき女性職	総務課
員の活躍を推進することで、ロールモデル*としての役割を担	
います。	

#### 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、地域における政策・方針決定過程の場への女性の参画を推進します。

#### (19) 人材育成の推進

女性の審議会・管理職等への登用を促進するため、講座や研修などによる人 材育成を通じて、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

#### 町民の取り組み

女性も各種講座や職場の研修等に積極的に参加して、学んだことを広めていきましょう。

行政の取り組み	担当課
町政への女性の積極的な参画を拡大するため、町政についての	企画政策課
学習会や講座を開催します。また、関係機関からの情報を提供	
します。	

# 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、女性の町政への参画に向けた学習の場の提供を推進し、多様な人材の育成につなげます。

# 基本目標5 男女共同参画によるまちづくり

# 重点目標(8)男女共同参画による地域づくり

# ② 地域の慣習の見直しと意識の改革

地域社会のさまざまな活動の中には「男のくせに、女のくせに」というような意識や、「これは男(女)がやるもの」といった決め付け的な役割分担が慣習化し、引き継がれている事例も見られます。これらの見直しを啓発するとともに、性別や世代を超えた地域社会への参画を推進します。

# 町民の取り組み

古いしきたりについて、不合理なものがないか話し合いましょう。

地域の役員は男性がするものと思っていませんか。地域の集まりで話し合ってみましょう。

地域の行事に参加・協力し、いろいろな年代の人と交流しましょう。

行政の取り組み	担当課
地域活動への男女共同参画を促進するため、広報等で啓発しま	企画政策課
す。	関係各課

# 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、地域に残る決めつけ的な慣習の見直しを啓発するため、地区公民館等で学習会を開催します。

# ② あらゆる産業における男女共同参画の推進

農林業、商工業等家族的経営の事業に従事する女性は、生産や経営の主要な担い手として貢献しているにもかかわらず、経営や方針決定過程への参加が進んでいません。男女がともに担い手としての役割を果たすことができるよう、啓発していきます。

# 町民の取り組み

家族経営協定\*\*について話し合ってみましょう。

行政の取り組み	担当課
女性農業委員の登用により農業委員会活動を強化し、活力ある	産業課
農業の振興を推進します。	
家族経営協定**の周知を図り、締結推進に向けて取り組みます。	産業課
	観光課

# 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、家族的経営体に対し、家族経営協定\*の情報提供に努めます。

# ② 防災分野における男女共同参画の推進

災害時における男女共同参画の重要性については、東日本大震災等の教訓から全国的に認識されてきています。男性と女性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、事前の備え、避難所の運営等において男女共同参画の視点を取り入れていく必要があります。

# 町民の取り組み

地域の防災活動に積極的に参加しましょう。

行政の取り組み	担当課
災害時に備え、男女共同参画の視点を取り入れた防災訓練等を	交通防災課
実施します。	
男女共同参画の視点に立った防災備蓄品の確保に努めます。	交通防災課

# 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、防災分野における男女共同参画の推進に努めます。

町と協働し、被災時における被災地域の運営への女性の参画を促進する必要性についての推進に努めます。

# 重点目標(9)安心して暮らせる環境の整備

# ② 多様な子育て支援の充実

子育ての負担感や、仕事と子育てを両立することへの負担感を緩和し、安心 して子育てができるよう、様々なニーズに対応した子育て支援サービスの充実 に努めます。

# 町民の取り組み

子育てに関する各種情報をみんなで共有し、活用しましょう。

未来を担う子どもたちを家族・地域全体で育てていきましょう。

行政の取り組み	担当課
安心して子育てができるよう、子育て支援施策の充実を図りま	子育て支援課
す。	
労働形態の多様化と保護者のニーズに対応できるよう、一時保	子育て支援課
育・延長保育の充実を図ります。	

# 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、未来を担う子どもたちを家族・地域全体で育てていけるよう、子育でに関する各種行政サービスの情報提供に努めます。

# ②4 家族介護と支援制度の充実

介護を必要とする方や介護する家族が、必要に応じたサービスを受けられるよう、支援体制の充実に努めます。

# 町民の取り組み

家庭での介護は、家族みんなで協力しましょう。

介護保険制度を有効活用できるよう、制度について積極的に勉強しましょう。

行政の取り組み	担当課
介護を男女ともに協力して担うことができるよう、意識啓発を	福祉保健課
推進します。	
介護を担いつつ働き続けられる体制づくりの支援を行います。	福祉保健課

# 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、介護支援制度等の情報提供に努めます。

# ② 生活上の困難を抱えた人々への支援

母子・父子などのひとり親世帯、高齢者、障害者、外国人住民など、生活上のさまざまな困難を抱えている人々が、地域で安心・安全に暮らすことができるよう生活環境の整備を推進し、情報提供に努めます。

# 町民の取り組み

悩みごとは、一人で抱えずに相談しましょう。

地域において、高齢者や障害者が社会参加できるように協力しましょう。

行政の取り組み	担当課
相談窓口の充実と生活支援制度等の情報提供に努めます。	福祉保健課
生活困窮者のそれぞれの状況に応じた情報提供を行うなど、自	福祉保健課
立に向けた支援を行います。	
車がなければ生活できない状況を踏まえ、交通弱者への支援を	交通防災課
行います。	

# 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、相談窓口などの情報提供に努めます。

# ②6 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

経済のグローバル化や情報通信の発展に伴い、国際社会における交流はますます重要になっています。さまざまな国際模範の周知を図るとともにその理解を深め、国際社会の一員として町民意識の向上を図っていくことが必要です。

# 町民の取り組み

男女共同参画に関する国際情勢に目を向けましょう。

国籍に関わらず、さまざまな考え方やライフスタイル、文化などに関心をもちましょう。

行政の取り組み	担当課
国際社会における男女共同参画の情報提供に努めます。	企画政策課
男女共同参画についての国際的な規範・基準等を各施策へ取り	企画政策課
入れられるよう努めます。	

# 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、国際社会における男女共同参画の実例に関する情報提供に努めます。

国際社会の一員として、男女共同参画のさまざまなライフスタイルや文化に関心を持ち、国際的な取り組みの情報提供に努めます。

# 基本目標6 男女共同参画を進める体制づくり

# 重点目標(11)推進体制の充実

# ② 身延町男女共同参画推進委員会の運営

男女共同参画社会\*\*の実現に向けて推進委員会を継続運営し、総合的かつ効果的な推進を積極的に進めます。

行政の取り組み	担当課
男女共同参画の推進を効果的に行うため、推進委員への研修を	企画政策課
実施します。	

# 男女共同参画推進委員会の取り組み

町の第2次みのぶヒューマンプラン\*に関する研修会などで学習し、そのプランの推進活動を行います。

男女共同参画の先進地の活動等を情報収集し、推進活動に努めます。

# ②8 第2次みのぶヒューマンプラン※の推進と進行の管理

計画の実行性を高めるため、行政が取り組む各事業の所管を明記し、具体的なアクションにつなげていきます。

行政の取り組み	担当課
プランの進捗状況を毎年把握するとともに、状況の変化に応じ	企画政策課
た見直しを行います。	

# 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、男女共同参画に関する施策について、普及啓発を推進します。

# ② 庁内推進体制の強化

男女共同参画の取り組みは様々な行政施策と関連していることから、全庁的に行われることが必要です。男女共同参画社会\*\*の推進に向けて、全庁体制で取り組みます。

行政の取り組み	担当課
男女共同参画への理解を深め、各施策に男女共同参画の視点を	総務課
導入できるよう、町職員を対象とした研修を実施し、推進体制	
を強化します。	

# 男女共同参画推進委員会の取り組み

町と協働し、男女共同参画状況の調査を行うなど、庁内の推進体制の強化に努めます。

# 評価・参考指標一覧

基本目標	評価指標項目	現状値	目標値	算出根拠
	男女共同参画社会という言 葉を知っている人の割合	54.5% (2018年度)	74%以上 (2027年度)	第4次山梨県男女共同 参画計画における現状 値以上
1	「夫が外で働き、妻が家を 守る」という考え方に同感 する人の割合	32.5% (2018年度)	23%以下 (2027年度)	身延町男女共同参画に 関する町民意識・実態 調査(注1) 約10ポイント減
2	DV等の相談窓口を知って いる人の割合	— (2018年度)	50%以上(2027年度)	身延町男女共同参画に 関する町民意識・実態 調査
2	ハラスメントの防止に関す る研修等の参加者数	— (2018年度)	累計 500 人 (2027年度)	研修等の参加者数(累 計)
3	子宮頸がん検診(注2)の受 診率	20.4% (2016年度)	28% (2022年度)	身延町健康増進計画に おける目標値
	職場内において男女が平等 であると思う人の割合	25.5% (2018年度)	50%以上 (2027年度)	身延町男女共同参画に 関する町民意識・実態 調査
4	町の審議会等への女性委員 の登用率	21.0% (2018年度)	30%以上(2020年度)	内閣府第 4 次男女共同 参画基本計画における 成果目標値
	女性管理職の割合(町職員)	5.0% (2018年度)	20% (2020年度)	身延町特定事業主行動 計画における目標値
5	地域において男女が平等で あると思う人の割合	23.6% (2018年度)	50%以上(2027年度)	身延町男女共同参画に 関する町民意識・実態 調査
6	みのぶヒューマンプランを 知っている人の割合	8.4% (2018年度)	50%以上(2027年度)	男女共同参画に関する 町民意識・実態調査
	男女共同参画状況調査にお ける理解度の向上(町職員)	— (2018年度)	理解度向上 (毎年度)	推進委員による町職員 へのヒアリング調査

(注1) 身延町男女共同参画に関する町民意識・実態調査は、18歳~79歳の 男女1,000人を対象に実施。

(注2)子宮頸がん検診は20歳以上の女性を対象に受診率を算出。



# 日本国憲法(抄)

# 昭和二十一年十一月三日 公布 昭和二十二年 五月三日 施行

日本国民は、正当に選挙された国会における 代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫 のために、諸国民との協和による成果と、わが国 全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、 政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ること のないやうにすることを決意し、ここに主権が 国民に存することを宣言し、この憲法を確定す る。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるも のであつて、その権威は国民に由来し、その権力 は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国 民がこれを享受する。これは人類普遍の原理で あり、この憲法は、かかる原理に基くものである。 われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔 勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の 関係を支配する崇高な理想を深く自覚するので あつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信 頼して、われらの安全と生存を保持しようと決 意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、 圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努め てゐる国際社会において、名誉ある地位を占め たいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとし く恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存す る権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに 専念して他国を無視してはならないのであつて、 政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法 則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対 等関係に立たうとする各国の責務であると信ず る。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげて この崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

# 第一条~第八条(略)

# 第二章 戦争の放棄

- 第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の 戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、こ れを認めない。

# 第三章 国民の権利及び義務

- 第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。
- 第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を 妨げられない。この憲法が国民に保障する基 本的人権は、侵すことのできない永久の権利 として、現在及び将来の国民に与へられる。
- 第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。
- 第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。 生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利 については、公共の福祉に反しない限り、立法 その他の国政の上で、最大の尊重を必要とす る。
- 第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、 人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、 政治的、経済的又は社会的関係において、差別 されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる 特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有 し、又は将来これを受ける者の一代に限り、そ の効力を有する。

# 第十五条 (略)

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、 法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その 他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、 何人も、かかる請願をしたためにいかなる差 別待遇も受けない。

# 第十七条 (略)

- 第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。
- **第十九条** 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを 保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を 受け、又は政治上の権力を行使してはならな い。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事 に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる 宗教的活動もしてはならない。
- 第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密 は、これを侵してはならない。
- 第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、 居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する 自由を侵されない。
- 第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

- 第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、 離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事 項に 関しては、法律は、個人の尊厳と両性の 本質的平等に立脚して、制定されなければな らない。
- 第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低 限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、 社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努め なければならない。
- **第二十六条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、 その保護する子女に普通教育を受けさせる義 務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- **第二十七条** すべて国民は、勤労の権利を有し、 義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関 する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。
- 第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉 その他の団体行動をする権利は、これを保障 する。
- 第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやう に、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共 のために用ひることができる。

#### 第三十条 (略)

- 第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。
- **第三十二条** 何人も、裁判所において裁判を受け る権利を奪はれない。

# 第三十三条~第九十六条(略)

# 第十章 最高法規

- 第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本 的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多 の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵 すことのできない永久の権利として信託されたものである。
- 第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、 その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に 関するその他の行為の全部又は一部は、その 効力を有しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際 法規は、これを誠実に遵守することを必要と する。
- 第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重 し擁護する義務を負ふ。

(以下 略)

# 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条一第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条) 第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二 十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重 と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に 向けた様々な取組が、国際社会における取組と も連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一 層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟 化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応 していく上で、男女が、互いにその人権を尊重し つつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、そ の個性と能力を十分に発揮することができる男 女共同参画社会の実現は、緊要な課題となって いる。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社 会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する 最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野に おいて、男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての 基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来 に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共 同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計 画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

# (定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

# (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、 社会における制度又は慣行が、性別による固 定的な役割分担等を反映して、男女の社会に おける活動の選択に対して中立でない影響を 及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成 を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

# (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

# (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際 社会における取組と密接な関係を有している ことにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、 国際的協調の下に行われなければならない。

## (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女 共同参画社会の形成についての基本理念(以 下「基本理念」という。)にのっとり、男女共 同参画社会の形成の促進に関する施策(積極 的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策 定し、及び実施する責務を有する。

# (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、 男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の 施策に準じた施策及びその他のその地方公共 団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及 び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

# (法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上 又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

# (年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画 社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策について の報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

# 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に 関する基本的施策

# (男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参 画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社 会の形成の促進に関する施策を総合的かつ 計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を 聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、 閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決 定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基 本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変 更について準用する。

# (都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を 勘案して、当該都道府県の区域における男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策につ いての基本的な計画(以下「都道府県男女共同 参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域 における男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策を総合的かつ計画的に推進する ために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府 県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村 の区域における男女共同参画社会の形成の促 進に関する施策についての基本的な計画(以 下「市町村男女共同参画計画」という。)を定 めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、 又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

# (施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画 社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策 を策定し、及び実施するに当たっては、男女共 同参画社会の形成に配慮しなければならない。

# (国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を 通じて、基本理念に関する国民の理解を深め るよう適切な措置を講じなければならない。

# (苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### (調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男 女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する 調査研究その他の男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策の策定に必要な調査研究を 推進するように努めるものとする。

#### (国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供

その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

# 第三章 男女共同参画会議

#### (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

# (所掌事務)

- **第二十二条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第 三項に規定する事項を処理すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又 は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画 社会の形成の促進に関する基本的な方針、 基本的な政策及び重要事項を調査審議する こと。
  - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、 必要があると認めるときは、内閣総理大臣 及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
  - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、 及び政府の施策が男女共同参画社会の形成 に及ぼす影響を調査し、必要があると認め るときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に 対し、意見を述べること。

#### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内 をもって組織する。

# (議長)

- **第二十四条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

# (議員)

**第二十五条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、 内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識 見を有する者のうちから、内閣総理大臣が 任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議 員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか 一方の議員の数は、同号に規定する議員の総 数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、 二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前 任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

# (資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に 必要があると認めるときは、前項に規定する 者以外の者に対しても、必要な協力を依頼す ることができる。

#### (政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の 組織及び議員その他の職員その他会議に関し 必要な事項は、政令で定める。

#### 附則(抄)

# (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下 略)

# 雇用の分野における男女の 均等な機会及び待遇の確保 等に関する法律(抄)

(昭和四十七年七月一日法律第百十三号)

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会 及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等(第 五条一第十条)

第二節 事業主の講ずべき措置(第十一条一 第十三条)

第三節 事業主に対する国の援助(第十四条) 第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助(第十五条一第十 七条)

第二節 調停(第十八条—第二十七条) 第四章 雜則(第二十八条—第三十二条) 第五章 罰則(第三十三条) 附則

# 第一章 総則

#### (定義)

第一条 この法律は、法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのつとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

# (基本的理念)

- 第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあっては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。
- 2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に 規定する基本的理念に従つて、労働者の職業

生活の充実が図られるように努めなければならない。

# (啓発活動)

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

# (男女雇用機会均等対策基本方針)

- 第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針(以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの 職業生活の動向に関する事項
  - 二 雇用の分野における男女の均等な機会及 び待遇の確保等について講じようとする 施策の基本となるべき事項
- 3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働 者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意 識及び就業の実態等を考慮して定められなけ ればならない。
- 4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本 方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働 政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事 の意見を求めるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本 方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公 表するものとする。
- 6 前 2 項の規定は、男女雇用機会均等対策基本 方針の変更について準用する。

# 第二章 雇用の分野における男女の均等な 機会及び待遇の確保等

# 第一節 性別を理由とする差別の禁止等

# (性別を理由とする差別の禁止)

- 第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわりなく均等な機会を与えなければならない。
- 第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。
  - 一 労働者の配置(業務の配分及び権限の付与 を含む。)、昇進、降格及び教育訓練
  - 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福 利厚生の措置であって厚生労働省令で定め るもの
  - 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
  - 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約 の更新

# (性別以外の事由を要件とする措置)

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であって労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

# (女性労働者に係る措置に関する特例)

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

# (婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

- 第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、 又は出産したことを退職理由として予定する 定めをしてはならない。
- 2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。
- 3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

#### (指針)

- 第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで 及び前条第一項から第三項までの規定に定め る事項に関し、事業主が適切に対処するため に必要な指針(次項において「指針」という。) を定めるものとする。
- 2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定 及び変更について準用する。この場合におい て、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の 意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替 えるものとする。

# 第二節 事業主の講ずべき措置

# (職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的 な言動に対するその雇用する労働者の対応に

- より当該労働者がその労働条件につき不利益 を受け、又は当該性的な言動により当該労働 者の就業環境が害されることのないよう、当 該労働者からの相談に応じ、適切に対応する ために必要な体制の整備その他の雇用管理上 必要な措置を講じなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主 が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効 な実施を図るために必要な指針(次項におい て「指針」という。)を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

# (妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

- 第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。
- 第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が 前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事 項を守ることができるようにするため、勤務 時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じ なければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主 が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効 な実施を図るために必要な指針(次項におい て「指針」という。)を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

# 第三節 事業主に対する国の援助

- 第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等 な機会及び待遇が確保されることを促進する ため、事業主が雇用の分野における男女の均 等な機会及び待遇の確保の支障となっている 事情を改善することを目的とする次に掲げる 措置を講じ、又は講じようとする場合には、当 該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。
  - 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に 関する状況の分析
  - 二 前号の分析に基づき雇用の分野における 男女の均等な機会及び待遇の確保の支障と なっている事情を改善するに当たって必要 となる措置に関する計画の作成
  - 三 前号の計画で定める措置の実施
  - 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備
  - 五 前各号の措置の実施状況の開示

#### 第三章 紛争の解決

# 第一節 紛争の解決の援助

#### (苦情の自主的解決)

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項 (労働者の募集及び採用に係るものを除く。) に関し、労働者から苦情の申出を受けたとき は、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。) に対し当該苦情の処理をゆだ ねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

# (紛争の解決の促進に関する特例)

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十 一条第一項、第十二条及び第十三条第一項に 定める事項についての労働者と事業主との間 の紛争については、個別労働関係紛争の解決 の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

# (紛争の解決の援助)

- 第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する 紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一 方からその解決につき援助を求められた場合 には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、 指導又は勧告をすることができる。
- 2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたこと を理由として、当該労働者に対して解雇その 他不利益な取扱いをしてはならない。

# 第二節 調停

# (調停の委任)

- 第十八条 都道府県労働局長は、第 16 条に規定する紛争(労働者の募集及び採用についての紛争を除く。)について、当該紛争の当事者(以下「関係当事者」という。)の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に調停を行わせるものとする。
- 2 前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

#### (調停)

- 第十九条 前条第一項の規定に基づく調停(以下 この節において「調停」という。)は、三人の 調停委員が行う。
- 2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。
- 第二十条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

- 2 委員会は、第十一条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行ったとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。
- 第二十一条 委員会は、関係当事者からの申立て に基づき必要があると認めるときは、当該委 員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内 の主要な労働者団体又は事業主団体が指名す る関係労働者を代表する者又は関係事業主を 代表する者から当該事件につき意見を聴くも のとする。
- 第二十二条 委員会は、調停案を作成し、関係当 事者に対しその受諾を勧告することができる。
- 第二十三条 委員会は、調停に係る紛争について 調停による解決の見込みがないと認めるとき は、調停を打ち切ることができる。
- 2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切ったときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

#### (時効の中断)

第二十四条 前条第一項の規定により調停が打ち 切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

#### (訴訟手続の中止)

第二十五条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁

判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

- 一 当該紛争について、関係当事者間において 調停が実施されていること。
- 二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間 に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の 合意があること。
- 2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
- 3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規 定により第一項の決定を取り消す決定に対し ては、不服を申し立てることができない。

# (資料提供の要求等)

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めると きは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必 要な協力を求めることができる。

# (厚生労働省令への委任)

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の 手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定 める。

#### 第四章 雑則

#### (調査等)

- 第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。
- 2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係 行政機関の長に対し、資料の提供その他必要 な協力を求めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道 府県知事から必要な調査報告を求めることが できる。

# (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に 関し必要があると認めるときは、事業主に対

- して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧 告をすることができる。
- 2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

# (公表)

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

# 第三十一条 (略)

# (適用除外)

第三十二条 第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

#### 第五章 罰則

第三十三条 第二十九条第一項の規定による報告 をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円 以下の過料に処する。

# 附則(平成二十八年三月三十一日法律第十七号) 抄

#### (施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三 十二条及び第三十三条の規定 公布の日

# (罰則に関する経過措置)

第十三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

# (その他の経過措置の政令への委任)

**第三十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

# 配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護等に関する 法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三 条一第五条)

第三章 被害者の保護(第六条-第九条の二) 第四章 保護命令(第十条-第二十二条) 第五章 雑則(第二十三条-第二十八条) 第五章の二 補則(第二十八条の二) 第六章 罰則(第二十九条・第三十条) 附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重 と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女 平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女 平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力 を防止し、被害者を保護するための施策を講ず ることが必要である。このことは、女性に対する 暴力を根絶しようと努めている国際社会におけ る取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、 保護、自立支援等の体制を整備することにより、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

# 第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

#### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法 務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次 条第五項において「主務大臣」という。)は、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の ための施策に関する基本的な方針(以下この 条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、 次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三 項の市町村基本計画の指針となるべきものを 定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護のための施策の実施に関する重要 事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変 更しようとするときは、あらかじめ、関係行政 機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変 更したときは、遅滞なく、これを公表しなけれ ばならない。

# (都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護のための施策の実施に関する重要 事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案 して、当該市町村における配偶者からの暴力

- の防止及び被害者の保護のための施策の実施 に関する基本的な計画(以下この条において 「市町村基本計画」という。)を定めるよう努 めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又 は市町村基本計画を定め、又は変更したとき は、 遅滞なく、これを公表しなければならな い。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都 道府県基本計画又は市町村基本計画の作成の ために必要な助言その他の援助を行うよう努 めなければならない。

# 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

# (配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該 各施設が配偶者暴力相談支援センターとして の機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設 において、当該各施設が配偶者暴力相談支援 センターとしての機能を果たすようにするよ う努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者から の暴力の防止及び被害者の保護のため、次に 掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談 に応ずること又は婦人相談員若しくは相談 を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医 学的又は心理学的な指導その他の必要な指 導を行うこと。
  - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自 ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満 たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を 行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護を図るための活 動を行う民間の団体との連携に努めるものと する。

# (婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

#### (婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害 者の保護を行うことができる。

# 第三章 被害者の保護

#### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行う に当たり、配偶者からの暴力によって負傷し 又は疾病にかかったと認められる者を発見し

- たときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏 示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の 規定は、前二項の規定により通報することを 妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行う に当たり、配偶者からの暴力によって負傷し 又は疾病にかかったと認められる者を発見し たときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援 センター等の利用について、その有する情報 を提供するよう努めなければならない。

# (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者 に関する通報又は相談を受けた場合には、必 要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定 により配偶者暴力相談支援センターが行う業 務の内容について説明及び助言を行うととも に、必要な保護を受けることを勧奨するもの とする。

#### (警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長 (道警察本部の所在地を包括する方面を除く 方 面については、方面本部長。第十五条第三 項において同じ。)又は警察署長は、配偶者か らの暴力を受けている者から、配偶者からの 暴力による被害を自ら防止するための援助を 受けたい旨の申出があり、その申出を相当と 認めるときは、当該配偶者からの暴力を受け ている者に対し、国家公安委員会規則で定め るところにより、当該被害を自ら防止するた めの措置の教示その他配偶者からの暴力によ る被害の発生を防止するために必要な援助を 行うものとする。

#### (福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

# (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

# (苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に 係る職員の職務の執行に関して被害者から苦 情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこ れを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

# (保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力 又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は 身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫

をいう。以下この章において同じ。) を受けた 者に限る。以下この章において同じ。)が、配 偶者からの身体に対する暴力を受けた者であ る場合にあっては配偶者からの更なる身体に 対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力 を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚 姻が取り消された場合にあっては、当該配偶 者であった者から引き続き受ける身体に対す る暴力。第十二条第一項第二号において同じ。) により、配偶者からの生命等に対する脅迫を 受けた者である場合にあっては配偶者から受 ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等 に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚を し、又はその婚姻が取り消された場合にあっ ては、当該配偶者であった者から引き続き受 ける身体に対する暴力。同号において同じ。) により、その生命又は身体に重大な危害を受 けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者 の申立てにより、その生命又は身体に危害が 加えられることを防止するため、当該配偶者 (配偶者からの身体に対する暴力又は生命等 に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚を し、又はその婚姻が取り消された場合にあっ ては、当該配偶者であった者。以下この条、同 項第三号及び第四号並びに第十八条第一項に おいて同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項 を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる 事項については、申立ての時において被害者 及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合 に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一 号の規定による命令を発する裁判所又は発し た裁判所は、被害者の申立てにより、その生命 又は身体に危害が加えられることを防止する ため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた 日以後、同号の規定による命令の効力が生じ た日から起算して六月を経過する日までの間、 被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行 為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるよう な事項を告げ、又はその知り得る状態に置 くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを 得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、 ファクシミリ装置を用いて送信し、若しく は電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は 嫌悪の情を催させるような物を送付し、又 はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者 がその成年に達しない子(以下この項及び次

- 項並びに第十二条第一項第三号において単に 「子」という。)と同居しているときであって、 配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる 言動を行っていることその他の事情があるこ とから被害者がその同居している子に関して 配偶者と面会することを余儀なくされること を防止するため必要があると認めるときは、 第一項第一号の規定による命令を発する裁判 所又は発した裁判所は、被害者の申立てによ り、その生命又は身体に危害が加えられるこ とを防止するため、当該配偶者に対し、命令の 効力が生じた日以後、同号の規定による命令 の効力が生じた日から起算して六月を経過す る日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共 に生活の本拠としている住居を除く。以下こ の項において同じ。)、就学する学校その他の 場所において当該子の身辺につきまとい、又 は当該子の住居、就学する学校その他その通 常所在する場所の付近をはいかいしてはなら ないことを命ずるものとする。ただし、当該子 が十五歳以上であるときは、その同意がある 場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者 が被害者の親族その他被害者と社会生活にお いて密接な関係を有する者(被害者と同居し ている子及び配偶者と同居している者を除く。 以下この項及び次項並びに第十二条第一項第 四号において「親族等 | という。)の住居に押 し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行って いることその他の事情があることから被害者 がその親族等に関して配偶者と面会すること を余儀なくされることを防止するため必要が あると認めるときは、第一項第一号の規定に よる命令を発する裁判所又は発した裁判所は、 被害者の申立てにより、その生命又は身体に 危害が加えられることを防止するため、当該 配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同 号の規定による命令の効力が生じた日から起

算して六月を経過する日までの間、当該親族 等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠とし ている住居を除く。以下この項において同じ。) その他の場所において当該親族等の身辺につ きまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その 他その通常所在する場所の付近をはいかいし てはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五 歳未満の子を除く。以下この項において同じ。) の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成 年被後見人である場合にあっては、その法定 代理人の同意)がある場合に限り、することが できる。

# (管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立て に係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所 がないとき又は住所が知れないときは居所) の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属す る。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次 の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にも することができる。
  - 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対 する暴力又は生命等に対する脅迫が行われ た地

# (保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定に よる命令(以下「保護命令」という。)の申立 ては、次に掲げる事項を記載した書面でしな ければならない。
  - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命 等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又 は配偶者からの生命等に対する脅迫を受け た後の配偶者から受ける身体に対する暴力 により、生命又は身体に重大な危害を受け

- るおそれが大きいと認めるに足りる申立て の時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は 警察職員に対し、前各号に掲げる事項につ いて相談し、又は援助若しくは保護を求め た事実の有無及びその事実があるときは、 次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は 当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた 日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内 容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。) に同 項第五号イからニまでに掲げる事項の記載が ない場合には、申立書には、同項第一号から第 四号までに掲げる事項についての申立人の供 述を記載した書面で公証人法(明治四十一年 法律第五十三号)第五十八条ノニ第一項の認 証を受けたものを添付しなければならない。

# (迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

# (保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### (保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、 理由を付さなければならない。ただし、口頭弁 論を経ないで決定をする場合には、理由の要 旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又 は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の 期日における言渡しによって、その効力を生 ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、 速やかにその旨及びその内容を申立人の住所 又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察 本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配 偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談

- し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

#### (即時抗告)

- **第十六条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を 及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の 取消しの原因となることが明らかな事情があ ることにつき疎明があったときに限り、抗告 裁判所は、申立てにより、即時抗告についての 裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効 力の停止を命ずることができる。事件の記録 が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処 分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を 申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定に よる命令を取り消す場合において、同条第二 項から第四項までの規定による命令が発せら

れているときは、抗告裁判所は、当該命令をも 取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている 保護命令について、第三項若しくは第四項の 規定によりその効力の停止を命じたとき又は 抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判 所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を 当該通知をした配偶者暴力相談支援センター の長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

# (保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の 規定による命令を発した裁判所が前項の規定 により当該命令を取り消す場合について準用 する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前 二項の場合について準用する。

# (第十条第一項第二号の規定による命令の再度 の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令 が発せられた後に当該発せられた命令の申立 ての理由となった身体に対する暴力又は生命 等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同 号の規定による命令の再度の申立てがあった ときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠と している住居から転居しようとする被害者が その責めに帰することのできない事由にられた命令の効力が生ずる日かられたられたのが生ずる日かかな生ずるとができることができる。ただし、当該配偶者のとする。ただし、当該配偶者の生ずるとにより当該配偶者の生活に特の を発することにより当該配偶者の生活に を発することができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

## (民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を 除き、保護命令に関する手続に関しては、その 性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法 律第百九号)の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

#### 第五章 雑則

#### (職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、 被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に 関する理解を深めるために必要な研修及び啓 発を行うものとする。

#### (教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

#### (調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

## (民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

#### (都道府県及び市の支弁)

- **第二十七条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用 を支弁しなければならない。
  - 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保 護(市町村、社会福祉法人その他適当と認め る者に委託して行う場合を含む。)及びこれ に伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁 しなければならない。

# (国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、 都道府県が前条第一項の規定により支弁した 費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げる ものについては、その十分の五を負担するも のとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲 げる費用の十分の五以内を補助することがで きる。
  - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁 した費用のうち、同項第三号及び第四号に 掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費 用

#### 第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて 準用する第十条第一項から第四項までの規定 によるものを含む。次条において同じ。)に違 反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下 の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項 (第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項 (第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附則(抄)

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

# (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

# (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

# 附則 (平成十六年六月二日法律第六十四号)

# (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を経過した日から施行する。

#### (経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用について

は、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

# (検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行 後三年を目途として、新法の施行状況等を勘 案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必 要な措置が講ぜられるものとする。

# 附則(平成十九年七月十一日法律第百十三号) 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を経過した日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

# 附則(平成二十五年七月三日法律第七十二号) 抄

#### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経 過した日から施行する。

# 附則(平成二十六年四月二十三日法律第二十八 号)抄

# (施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
  - 略
  - 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十 条まで、第十二条及び第十五条から第十八 条までの規定 平成二十六年十月一日

# 女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

目次

第一章 総則(第一条—第四条) 第二章 基本方針等(第五条・第六条) 第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条) 第二節 一般事業主行動計画(第八条一第十 四条)

第三節 特定事業主行動計画(第十五条) 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第十六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条—第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条一第二十八条) 第六章 罰則(第二十九条一第三十四条) 附則

# 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を推進するために推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急

速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化 その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊 かで活力ある社会を実現することを目的とす る。

# (基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

# (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての

基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

# (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

# 第二章 基本方針等

# (基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関 する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本 的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進す るための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

- ハ その他女性の職業生活における活躍の 推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣 議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決 定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表 しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準 用する。

#### (都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該 都道府県の区域内における女性の職業生活に おける活躍の推進に関する施策についての計 画(以下この条において「都道府県推進計画」 という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又 は市町村推進計画を定め、又は変更したとき は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

# 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動

計画(次項において「事業主行動計画」と総称 する。)の策定に関する指針(以下「事業主行 動計画策定指針」という。)を定めなければな らない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲 げる事項につき、事業主行動計画の 指針とな るべきものを定めるものとする。
  - 事業主行動計画の策定に関する基本的な 事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関 する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推 進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、 事業主行動計画策定指針を定め、又は変更し たときは、遅滞なく、これを公表しなければな らない。

# 第二節 一般事業主行動計画

# (一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる 事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその 実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主 行動計画を定め、又は変更しようとするとき は、厚生労働省令で定めるところにより、採用 した労働者に占める女性労働者の割合、男女 の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理 的地位にある労働者に占める女性労働者の割 合その他のその事業における女性の職業生活 における活躍に関する状況を把握し、女性の 職業生活における活躍を推進するために改善 すべき事情について分析した上で、その結果 を勘案して、これを定めなければならない。こ の場合において、前項第二号の目標について は、採用する労働者に占める女性労働者の割 合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、 労働時間、管理的地位にある労働者に占める 女性労働者の割合その他の数値を用いて定量 的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主 行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労 働省令で定めるところにより、これを労働者 に周知させるための措置を講じなければなら ない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主 行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労 働省令で定めるところにより、これを公表し なければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主 行動計画に基づく取組を実施するとともに、 一般事業主行動計画に定められた目標を達成 するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の 数が三百人以下のものは、事業主行動計画策 定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、 厚生労働省令で定めるところにより、厚生労

働大臣に届け出るよう努めなければならない。 これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

#### (基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

#### (認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、 商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表 示を付してはならない。

#### (認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次 の各号のいずれかに該当するときは、第九条 の認定を取り消すことができる。
  - 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
  - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違 反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

#### (委託募集の特例等)

- 第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項 に規定する基準に適合しなくなったと認める ときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項 の規定による届出があった場合について、同 法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、 第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の 三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二 項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定 による届出をして労働者の募集に従事する者 について、同法第四十条の規定は同項の規定 による届出をして労働者の募集に従事する者 に対する報酬の供与について、同法第五十条 第三項及び第四項の規定はこの項において準 用する同条第二項に規定する職権を行う場合 について、それぞれ準用する。この場合におい て、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を 行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活 における活躍の推進に関する法律第十二条第 四項の規定による届出をして労働者の募集に 従事しようとする者 | と、同法第四十一条第二 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、 又は期間 | とあるのは「期間 | と読み替えるも のとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二 条の二の規定の適用については、同法第三十 六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以 外の者をして労働者の募集に従事させようと する者がその被用者以外の者に与えようとす る」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に 規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業 生活における活躍の推進に関する法律(平成 二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の 規定による届出をして労働者の募集に従事す る者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、 第二項の相談及び援助の実施状況について報 告を求めることができる。
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定 による届出をして労働者の募集に従事する承 認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職

業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

#### (一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の 規定により一般事業主行動計画を策定しよう とする一般事業主又はこれらの規定による届 出をした一般事業主に対して、一般事業主行 動計画の策定、労働者への周知若しくは公表 又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑 に実施されるように相談その他の援助の実施 に努めるものとする。

#### 第三節 特定事業主行動計画

- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの 長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以 下「特定事業主」という。)は、政令で定める ところにより、事業主行動計画策定指針に即 して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施 する女性の職業生活における活躍の推進に関 する取組に関する計画をいう。以下この条に おいて同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる 事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその 実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、 又は変更しようとするときは、内閣府令で定 めるところにより、採用した職員に占める女 性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤 務時間の状況、管理的地位にある職員に占め る女性職員の割合その他のその事務及び事業

における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、 又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に 周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、 又は変更したときは、遅滞なく、これを公表し なければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく 取組を実施するとともに、特定事業主行動計 画に定められた目標を達成するよう努めなけ ればならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

# (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、 厚生労働省令で定めるところにより、職業生 活を営み、又は営もうとする女性の職業選択 に資するよう、その事業における女性の職業 生活における活躍に関する情報を定期的に公 表しなければならない。
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生 労働省令で定めるところにより、職業生活を 営み、又は営もうとする女性の職業選択に資 するよう、その事業における女性の職業生活

における活躍に関する情報を定期的に公表す るよう努めなければならない。

# (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

## 第四章 女性の職業生活における活躍を 推進するための支援措置

#### (職業指導等の措置等)

- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を 推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、 創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう 努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る 事務の一部を、その事務を適切に実施するこ とができるものとして内閣府令で定める基準 に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事す る者又は当該事務に従事していた者は、正当 な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密 を漏らしてはならない。

#### (財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の 推進に関する地方公共団体の施策を支援する ために必要な財政上の措置その他の措置を講 ずるよう努めるものとする。

#### (国等からの受注機会の増大)

- 第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の 推進に資するため、国及び公庫等 (沖縄振興開 発金融公庫その他の特別の法律によって設立 された法人であって政令で定めるものをい う。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適 正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その 他の女性の職業生活における活躍に関する状 況又は女性の職業生活における活躍の推進に 関する取組の実施の状況が優良な一般事業主 (次項において「認定一般事業主等」という。) の受注の機会の増大その他の必要な施策を実 施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

#### (啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業 生活における活躍の推進について、国民の関 心と理解を深め、かつ、その協力を得るととも に、必要な啓発活動を行うものとする。

#### (情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組に資するよう、国内外に おける女性の職業生活における活躍の状況及 び当該取組に関する情報の収集、整理及び提 供を行うものとする。

#### (協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の

- 職業生活における活躍の推進に関する取組が 効果的かつ円滑に実施されるようにするため、 関係機関により構成される協議会(以下「協議 会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共 団体の区域内において第十八条第三項の規定 による事務の委託がされている場合には、当 該委託を受けた者を協議会の構成員として加 えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると 認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成 員として加えることができる。
  - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

#### (秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第五章 雑則

#### (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に 関し必要があると認めるときは、第八条第一 項に規定する一般事業主に対して、報告を求 め、又は助言、指導若しくは勧告をすることが できる。

#### (権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に 規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省 令で定めるところにより、その一部を都道府 県労働局長に委任することができる。

#### (政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この 法律の実施のため必要な事項は、政令で定め る。

#### 第六章 罰則

- 第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処 する。
  - 一 第十八条第四項の規定に違反した者
  - 二 第二十四条の規定に違反した者
- 第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、 六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処 する。
  - 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
  - 二 第十二条第五項において準用する職業安 定法第三十七条第二項の規定による指示に 従わなかった者

- 三 第十二条第五項において準用する職業安 定法第三十九条又は第四十条の規定に違反 した者
- **第三十二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、 三十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第十条第二項の規定に違反した者
  - 二 第十二条第五項において準用する職業安 定法第五十条第一項の規定による報告をせ ず、又は虚偽の報告をした者
  - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、 又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の 代理人、使用人その他の従業者が、その法人又 は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又 は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰 するほか、その法人又は人に対しても、各本条 の罰金刑を科する。
- 第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の 過料に処する。

#### 附則

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### (この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日 限り、その効力を失う。
- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り 得た秘密については、同条第四項の規定(同項

に係る罰則を含む。) は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務 に関して知り得た秘密については、第二十四 条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後 も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則 の適用については、この法律は、第一項の規定 にかかわらず、同項に規定する日後も、なおそ の効力を有する。

#### (政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定する もののほか、この法律の施行に伴い必要な経 過措置は、政令で定める。

#### (検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の 状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 身延町男女共同参画 推進条例

(平成18年9月21日条例第30号)

目次

第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的 施策(第9条-第15条)

第3章 身延町男女共同参画推進委員会(第16条)

第4章 雑則(第17条)

附則

日本国憲法は、すべての国民は、法の下に平等 であって、基本的人権が保障されており、性別の 違いによって差別されないとうたっている。

また、国際連合が定めた女子差別撤廃条約の 批准や、男女共同参画基本法、男女雇用機会均等 法の制定など、男女平等の実現に向けてさまざ まな取組が進められてきている。

しかし、依然として性別による固定的な役割 分担意識やそれに基づく慣行が残っており、男 女平等の実現には更なる努力が必要とされてい る。

身延町では、「安らぎと 活力ある ひらかれ たまち」を将来像に描き、男女が性別にかかわり なく、あらゆる活動に参画し、生き生きと生活で きる社会を目指している。

私たちは、豊かで充実した人生を送ることができるよう、男女共同参画社会を実現するために、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者等の 役割を明らかにするとともに、町の施策の基 本的な事項を定め、これらの施策等を実施す ることにより、男女共同参画社会の実現を図 ることを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところによ る。
- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成 員として、自らの意思によって社会のあらゆ る分野における活動に参画する機会が確保さ れ、もって男女が均等に政治的、経済的、社会 的及び文化的利益を享受することができ、か つ、ともに責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 町民 町内に居住する者及び勤務、通学するすべての個人をいう。
- (4) 事業者等 町内において、営利非営利を問 わず事業活動するすべての個人、法人をいう。

#### (基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、次の理念に基づき推進されなければならない。
- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的、間接的に性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮できる機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による 固定的な役割分担等を反映して、男女の社会 におけるあらゆる分野の活動の選択に対して 中立でない影響を及ぼすことがないよう配慮 すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、町における施策及び民間の団体における方針の立案及び決定に対して共同して参画する機会が確保されること。

- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における家族の一員としての役割を果たし、かつ、家庭以外のあらゆる分野において活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画の推進が、国際社会における取り組みと協調して行われること。

#### (町の責務)

- 第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 2 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するにあたり、町民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力しなければならない。
- 3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

#### (町民の責務)

- 第5条 町民は、男女共同参画に関する理解を 深め、男女共同参画の推進に努めるとともに、 町が行う男女共同参画の推進に関する施策に 協力するよう努めなければならない。
- 2 町民は、職場、学校、地域、家庭等社会のあらゆる分野において、男女が互いに人格を尊重し、性別にとらわれることなく役割分担及び協力しなければならない。

#### (事業者の責務)

- 第6条 事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、町が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、その被雇用者が仕事と家庭生活及 び地域活動を両立して行うことができるよう 労働環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、育児や介護等を理由に退職した者 の再雇用に積極的に努めなければならない。

#### (教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育及びその他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成における教育の重要性について理解を深め、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

#### (性別による差別的取扱の禁止)

- 第8条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域 その他の社会のあらゆる分野において、性別 を理由とする差別的取扱いをしてはならない。
- 2 すべての人は、配偶者等に対する暴力、性的 な言動によって相手方に身体的又は精神的苦 痛を与える行為を行ってはならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する 基本的施策

#### (基本計画)

- 第9条 町長は、男女共同参画の推進に関する 施策を総合的かつ計画的に推進するための基 本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定 しなければならない。
- 2 町長は、基本計画を策定するに当たっては、 町民の意見を反映できるよう適切な措置を講 じなければならない。
- 3 町長は、基本計画を策定したときは、これを 公表しなければならない。
- 4 町長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて計画を見直さなければならない。

#### (推進体制)

第10条 町は、男女共同参画の推進に関する施 策を総合的かつ計画的に実施するための推進 体制を整備しなければならない。

#### (活動支援)

第11条 町は、町民や事業者及び教育に携わる 者等が行う活動において、男女共同参画が推 進されるよう情報の提供その他必要な支援を 行わなければならない。

#### (調査研究)

- 第12条 町は、男女共同参画の推進に関する施 策を効果的に実施していくため、必要な調査 研究を行うよう努めなければならない。
- 2 町長は、必要があると認める場合には、町民、 事業者及び教育に携わる者等に対し男女共同 参画の状況に関する調査について協力を求め ることができる。

#### (広報活動)

第13条 町は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する町民等の理解を深めるよう適切な情報提供、広報活動等を行わなければならない。

#### (推進状況の公表)

- 第14条 町長は、毎年度、男女共同参画の推進 状況及び男女共同参画の推進に関する施策の 実施状況について、公表しなければならない。 (相談への対応)
- 第15条 町は、性別による差別や人権侵害等に 関する町民の相談や苦情に対しては、迅速に 県等関係機関と連携を取り、適切な指導、助言 を行うとともに、必要な支援を行うよう努め なければならない。
- 第3章 身延町男女共同参画推進委員会 (推進委員会の設置)
- 第16条 町は、男女共同参画に関する基本計画 に基づく施策を総合的かつ計画的に推進する ため、身延町男女共同参画推進委員会(以下 「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、町の基本計画に基づき推進活動を行う。

- 3 委員会は、町長に、男女共同参画に関する施 策について意見を述べることができる。
- 4 委員会は、委員 20 人以内で組織する。
- 5 委員は、町民のうちから町長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を 妨げない。

## 第4章 雑則

#### (委任)

**第17条** この条例に定めるもののほか、この条 例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 用語の解説

本文中 \*\*印のある用語について、50 音順・アルファベット順で解説を示します。

## 家族経営協定

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

## ジェンダー (gender)

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)といい、「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

## ジェンダー・バイアス (gender bias)

社会的·文化的性差别。

#### 女性活躍推進法

正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で、平成27年8月28日に国会で成立。これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に義務付けられた。

#### 女性差別撤廃条約

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を 撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締 約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃の ために適当な措置をとることを求めている。

#### セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)

職場において相手の意に反する性的言動によって不快な状態に追い込まれたり、不利益を被ったりすること。セクハラ。

## 第二次身延町総合計画

「身延町民であることに誇りと自覚を持ち、力を合わせて安らぎと活力にあふれた、ひらかれたまちづくりを進める」を基本理念とした、身延町の将来・未来に向けての計画をまとめたもので、第二次は計画期間 2017 年度から 2026 年度を目標年度とした 10 箇年計画。

## 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。(男女共同参画社会基本法第2条より)

## 男女共同参画社会基本法

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を目的としている。

#### 男女雇用機会均等法

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就 業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とし た法律。

#### デートDV

交際中のカップル間で起こる DV のこと。

#### 特定事業主行動計画

女性活躍推進法にともない、事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に義務付けられた、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画のこと。

## パワー・ハラスメント (power harassment)

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、 業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行 為。パワハラ。

## ポジティブ・アクション (positive action)

働くことや仕事において、男女労働者の間に差が生じている場合、その差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をすること。

## マタニティ・ハラスメント (maternity harassment)

妊娠・出産・育児をきっかけとして、職場において嫌がらせや不当な扱いを受けること。マタハラ。

## 身延町男女共同参画推進条例

男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、町の施策の基本的な事項を定め、これらの施策等を実施することにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的として制定した条例。

#### みのぶヒューマンプラン

身延町男女共同参画推進基本計画。男女共同参画の推進に関する町の施策の基本的な 事項を定めたもの。

男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に、市町村は、国の計画及び都道府県の計画 を勘案して「市町村男女共同参画計画」を定めるよう努めなければならないことが規定 されている。

#### やさしい風

「広報みのぶ」に掲載している男女共同参画だより(偶数月)。男女共同参画の啓 発や推進委員会の活動等を紹介している。

#### ライフステージ (life stage)

人間の一生を年齢などによって区切った、それぞれの段階。(幼児期、少年期、青年期、 成人期、高齢期など。)

## リテラシー (literacy)

活用する能力のこと。例えば、法リテラシーは法の存在を知り、理解をし、活用することができる能力。

## リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (reproductive health/rights)

「性と生殖に関する健康」

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。

いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

## ロールモデル (role model)

模範、手本となる対象のこと。

## ワーク・ライフ・バランス (work-life balance)

仕事と生活の調和のこと。

内閣府の仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章では「誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。」としている。

## DV

ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) の略。

夫婦や恋人などの同居している相手から受ける暴力のこと。身体的だけでなく、精神的、経済的、性的暴力も含む。



## 第2次みのぶヒューマンプラン

2019年3月

発 行 身延町

編集企画政策課

〒409−3392

山梨県南巨摩郡身延町切石 350 番地 TEL 0556-42-2111 (代表)